

新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問と回答(事業者・企業向け)

質問	回答
<p>1 熱や咳がある方については、どうしたらよいのでしょうか。</p>	<p>発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくようお願いしております。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。そのためには、企業、社会全体における理解が必要です。従業員の方々が休みやすい環境整備が大切ですので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>感染が疑われる方への対応は「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)問28「熱や咳があります。どうしたらよいのでしょうか?」をご覧ください。</p> <p>※厚労省 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)1-問1より引用</p>
<p><検査結果の証明について></p> <p>2 労働者が就業する上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認する必要がありますか。</p>	<p>現在、PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。</p> <p>そのため、医師や自治体にPCR検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。</p> <p>参考:令和2年3月19日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について(その7)」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A」2. 帰国者・接触者外来について(問20) (https://www.mhlw.go.jp/content/000621714.pdf)</p> <p>※厚労省 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)10-問6より引用</p>

3	PCR検査で陽性になったと従業員本人から連絡があった。どうしたらいいのか。	濃厚接触者の範囲等の調査がありますので、ご協力をお願いいたします。その際に、対応等についてご相談してください。
4	保健所からの連絡を待っている。いつ連絡が来るのか。	会社への連絡の必要がある場合は、感染が判明した方の住所地の保健所から、会社所在地の保健所に連絡をし、会社への対応をお願いする流れとなっています。連絡の必要がある会社には、保健所から連絡をいたします。順番にご連絡しておりますので、少々お待ちください。ご理解いただきたくお願いいたします。
6	感染した従業員の職場を消毒するのは、保健所なのか。	消毒に関しては会社にて実施をお願いします。
7	感染者が出たことを、関係者に連絡すべきなのか。	保健所が、関係者内に濃厚接触者と判断した方がいる場合は、その方への連絡は必要になります。それ以外の方に関しては、会社のご判断となります

8	濃厚接触者とは、どう判断するのか。	<p>国立感染症研究所 感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2020年4月20日暫定版)」では以下のとおり記載されています。</p> <p><濃厚接触者の定義> 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者 ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者 ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。 <p>この定義をもとに、保健所が、感染者、または家族や会社などから聞き取り調査をし、状況に応じて総合的に判断します。</p>
9	<p>以下の場合、濃厚接触者となるのか。</p> <p>(1) 出入りの業者から感染者が出た。 (2) 出入りの業者の会社から感染者が出た。 (3) 出入りしている会社に感染者が出た。</p>	<p>感染が判明した方と発症をしてから直接会っているのか、濃厚接触の定義に当てはまる状況だったのかによって異なります。「挨拶をした」「立ち話をした」「すれ違った」という状況では、通常、濃厚接触者とは考えません。</p> <p>なお、濃厚接触者と保健所が判断した場合、保健所から連絡があります。</p>
10	濃厚接触者とした従業員以外の従業員も自宅待機をさせたほうがよいのか。	保健所から、濃厚接触者以外の方の自宅待機をお願いすることはありません。保健所から指示のない濃厚接触者以外の方の対応については、会社のご判断となります。
11	濃厚接触者の家族も自宅待機となるのか。	保健所から、濃厚接触者の方と接触していた方に関して、自宅待機をお願いすることはありません。
12	濃厚接触者になったと従業員本人から連絡があった。保健所から連絡がないが、会社としてほかの従業員の対応などどうしたらよいか。	濃厚接触者は、あくまでも感染している可能性がある人であって、感染者ではありません。したがって、保健所から濃厚接触者の方がいる会社にご連絡をすることはありません。 <p>現時点で、濃厚接触者の方と接触していた方への自宅待機や会社内の消毒を保健所から要請することはありません。</p>

13	濃厚接触者がいることを、関係者に連絡するべきなのか。	濃厚接触者は、あくまでも感染している可能性がある人であって、感染者ではありません。現時点で、感染が確定しているわけではありませんので、連絡の必要はありません。後は会社のご判断となります。
14	濃厚接触者となった従業員は症状が出ていて出勤をしていた。PCR検査の結果待ちと言われているが、どうしたらいいか	PCR検査の結果をお待ちください。陽性であれば、会社がある住所地の保健所の担当者から会社に連絡があります。感染が確認されていない状況では、お願いできることはありません。
15	濃厚接触者となった従業員全員に、PCR検査を受けさせたい。	濃厚接触者となっても、症状がなければ基本的には自宅待機(14日間)をお願いしています。自宅待機中は、保健所が健康観察を行います。(会社に健康観察をお願いし、取りまとめて保健所に報告いただく場合もあります)。健康観察中に発熱や呼吸器症状(咳や息苦しさ)などが出現した場合は、保健所に相談してください。状況によって帰国者接触者外来をご案内し、PCR検査を受けていただきます。
16	具合が悪かった従業員が復帰する。念のため、PCR検査を受けさせたい。	症状が軽快してきているのであれば、ご自宅にて様子を見ていただき、完全に体調が回復してから出勤するようにしてください。あとは会社と従業員間で体調を見ながらご相談してください。
17	具合が悪かった従業員の復帰はいつからよいか。	新型のウイルスのため、まだ性質が分かっておらず、現状、国からはっきりとした基準が示されていないのですが、可能であれば、完全に体調が回復してから2・3日はご自宅で療養をお願いいたします。あとは会社と従業員間で体調を見ながらご相談してください。